

# ストップ!ザ ハツ場ダム

ニュース 群馬(18)

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 浦野 稔 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

## 裁判傍聴のお願い

第19回口頭弁論は6月27日(金)午後1時30分より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。前回の期日にはたくさんの人たちが傍聴してくださりありがとうございました。法廷内に入りきれないほどの盛況ぶりでした。皆さんのご支援のおかげで、証人尋問が行われることに決定しました。証人尋問は次回と次々回の二回にまたがって行われます。次回は9月5日、次々回は10月3日に決まりました。予定時間はどちらも午後1時30分から午後5時までです。

今回の6月27日の口頭弁論は1時30分から2時までが予定されています。友人やご家族をお誘いのうえ、多くの皆さんの傍聴をお願いいたします。弁護士会館で行われる、終了後の報告会にもご参加ください。

### 第15回 裁判の目—証人尋問の実施と尋問調書—

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

前橋地裁では、次のとおり、証人尋問が決定いたしました。皆様にはご支援本当にありがとうございました。

① 平成20年9月5日(金) 午後1時30分～5時

危険性の坂巻氏, 奥西氏, 環境の花輪氏 (主尋問は各1時間)

② 平成20年10月3日(金) 午後1時30分～5時

利水の嶋津暉之氏, 伊藤祐司氏 (主尋問各1時間)

なお、被告側は反対尋問をしないそうです。

では、治水証人(大熊元教授)等、前橋で証人尋問がなされない証人の証言はどうなるのでしょうか?

これらの証人については、他地裁で実施された証人尋問の調書(尋問のやりとりを記載した裁判書面)を前橋地裁に証拠として提出することになります。反対に、他地裁では、前橋で実施する坂巻氏、奥西氏、花輪氏の各尋問調書を証拠として提出することになると思います。

ただ、裁判所にとって、証人の尋問を調書という書面で読むのと、実際に証人に法廷に出頭していただいて直接供述を聞くのでは、心証形成に大きな違いがあるものです。

他地裁でも時間の許す限り、重要な証人は何度でも法廷にご出頭いただき、ご証言いただきたいと考えています。

## 会費納入と寄附のお願い

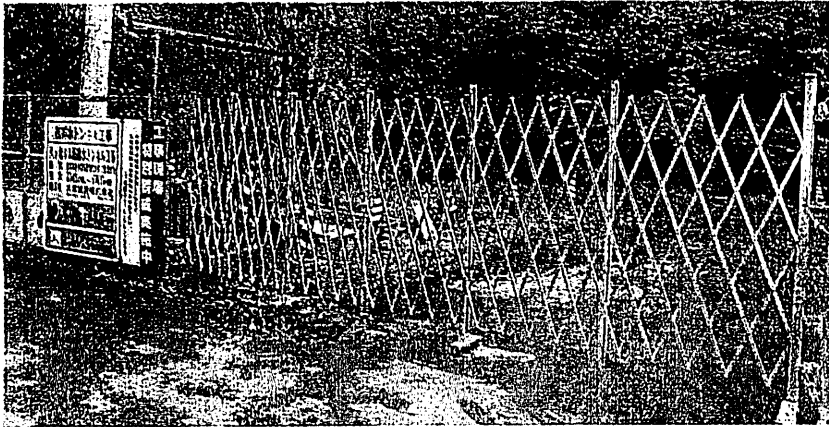
ハツ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動しております。ご協力をお願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸

# ハツ場ダム準備工事へ

## ダム本体場所で初

国土交通省ハツ場ダム工事事務所は30日、ダム本体を造る際に吾妻川の流れを一時的に迂回させる「仮排水トンネル」の工事を、6月に始めると発表した。ダム本体を造る場所ではこれまで調査などは行われていたが、準備工事に着手するのは初めて。



仮排水トンネル工事の作業所。フェンス奥の下方に吾妻川が流れている。手前は国道145号＝長野原町川原畑

## トンネルで吾妻川迂回

仮排水トンネルは、ダムを造る場所ができるように川底を下から上げるためのもの。JR吾妻線や国道145号の地下に、川の水を流すためのトンネル(直径8.5m、長さ390m)を掘る。約7億5千万円をかけ、09年10月までに完成させる見通しだ。工事を受注した大成建設が、6月10日に安全祈願祭を開く。

当初、この工事は07年度からの2年間で実施される計画だったが、1年繰り越された。水没予定地区の住民が移る代替地の造成など、事業全体の遅れが影響したという。

ダム本体の完成は16年度の予定。藤田浩・同事務所副所長は「完成年度から逆算すると、10年か11年ごろには、川底と側面の掘削工事に着手しなければならぬだろう。大沢正明知事は「1952年の計画浮上から半世紀以上を経て、本体工事と密接な関係がある工事にようやく着手する」とは感慨深いコメントした。

一方、水源開発問題全国連絡会(東京都)の嶋津暉之共同代表らは「住民の意見を反映させた河川整備計画もできていない状態で、工事を始めることは問題だ」と指摘し、着工の中止を求める抗議文を冬柴鉄三・国交相あてに送った。

今年に入り、ハツ場ダムの必要性を検証する都県議連の結成など、ダムに批判的な動きが活発になっている。「国交省は、仮排水トンネルに着工することでダムはもう止まらないのだ」とし、反対派を牽制しようとしている」という見方を示す関係者もいる。

徳山ダム(岐阜県)、川辺川ダム(熊本県)など、仮排水トンネル工事に着手してから本体の着工までに10年近くかかったり、10年以上たってまだ本体工事に着手していないかたりする例もある。

### 公金差し止め訴訟

### 9月にも証人尋問

ハツ場ダムに公金を支出するのは違法だとして、市民団体「ハツ場ダムをストップさせる群馬の会」(鈴木庸事務局長)が県に支出の差し止めなどを求めた住民訴訟の口頭弁論が30日、前橋地裁(松丸伸一郎裁判長)であり、原告側が申請していた証人尋問が9月にも行われる見通しにな

った。

原告側は「ハツ場ダムは利水や治水の面で必要がなく、ダムの建設によって地滑りなどの危険を引き起こす」と主張。専門家による証人尋問を求めていた。日程などは6月上旬に正式に決まる。

### 県議の働きかけ

### 「記録し公開を」

リベラル群馬、知事に要請

県議会派リベラル群馬(黒沢孝行代表)は30日、大沢正明知事あてに、県議らからの県当局への「働きかけ」に関して、明確な記録を残した上で、情報公開条例で定める公文書として公開対象とすることなどを求める要請書を提出した。具体的には、県当局が要綱や要領などの内規を定めることを求めている。

提出後に県庁で記者会見した黒沢代表らによると、全国ではすでに16府県が同様の要綱などを設けているという。

黒沢代表は、陳情などを受けて県当局へ「働きかけ」を行うのは県議にとって日常活動だとする一方、「働きかけ」は公的なものでなくてはならず、「私的な利害が絡む一部のものとは分けなければならぬ」と述べた。

リベラル群馬は今後、県議会の委員会などで県当局と議論を深めていきたい考えで、黒沢代表は「行政側がその気になってくれないと(内規作成は)進まない」と話した。

2008.5.31 アサヒ

# ハツ場ダム 工事入札「不自然」

## 市民オンブスマン 国に質問状

ハツ場ダム(長野原町)に  
関連する土木工事の入札につ  
いて、「入札参加者が1社だ  
けだったり、落札価格が予定  
価格に極めて近かったりする  
など非常に不自然だ」とし  
て、市民オンブスマン群馬  
(小川賢代表)が5日、国土  
交通省ハツ場ダム工事事務所  
に、入札が適正に行われてい  
るかどうかをただす公開質問  
状を送ったと発表した。30日

までの回答を求める内容。  
オンブスマンは、今年1  
4月に同事務所発注の土木工  
事で行われた一般競争入札20  
件について調査した。  
それによると、20件のうち  
関東地方整備局(さいたま  
市)が公告した1件には12社  
が入札し、予定価格に対する  
落札価格の割合も79・4%と  
比較的低かった。しかし、同  
事務所が公告した19件の入札

# ハツ場ダムで推進議連 「他県で混乱が 立場明らか」

自民党連の南波和憲幹事  
長は20日の県議団総会で、ハ  
ツ場ダム建設と生活再建を推  
進する都県議の議連をつくる  
と発表し、「(ダムに批判的  
な立場の)他の会派が議連を  
つくり、他県で混乱が起きて  
いる。推進の立場を明らかに  
した」と述べた。6月4日

に設立準備会を開く。  
南波氏は、ダム建設予定地  
のある吾妻郡区の選出。取材  
に対して「他の都県にも、な  
かなかダムができずに地元  
の人が苦しんでいる実態を知  
ってもらうため、視察などに招  
きたい」と話した。

この動きに対して、ダムに  
疑問を持つ議員らで19日に結  
成された「ハツ場ダムを考え  
る1都5県議会議員の会」の  
代表世話人の関口茂樹(議  
員)は「(リベラル群馬)は「ダムに  
どのような必要性があるの  
か、公に話し合える団体が  
できたのは歓迎すべきこと

参加者は1〜4社で、予定価  
格に対する落札価格の割合も  
95・9%と高かった。  
19件中8件は入札の参加者  
が1社だけだった。うち4件  
は当初、複数社が参加する予  
定だったが、落札業者以外は  
開札までの間に辞退するなど

していた。オンブスマンの杉  
山弘一さんは「公共工事が減  
って困っていると言いなが  
ら、なぜ業者は参加しないの  
か。談合が行われていると  
か思えない」と話した。  
あわせて、3月に県内の建  
設会社1社のみで行われた入

札(予定価格1億9854万  
円)では、1回目に2億4千万  
円が入札して失格となった同  
社が一転、2回目には5千万  
円も安い1億9千万円で落札  
していたことにも言及した。  
同事務所は、朝日新聞の取  
材に対し、「一般競争入札は、

# 山内工業 不適切寄付 自民第5支部にも

破産申し立て手続きを始  
めた中堅ゼネコン「山内工  
業」(沼田市)が2003  
年と05年の衆院選期間中、  
福田首相と佐田玄一郎衆院  
議員がそれぞれの代表を務

める自民党の2支部に計40  
万円を寄付していた問題  
で、同社が、03年の選挙期  
間中に小淵優子衆院議員が  
代表を務める「自民党第  
5選挙区支部」にも20万円  
を寄付していたことが29  
日、わかった。

同社は同年、国土交通省  
から工事を受注しており、  
選挙に関する寄付は公職選  
挙法で禁止されていたが、  
政治資金収支報告書による  
と、公示翌日の同年10月29  
日に寄付を行っていた。

だ。議論が起されれば、県民、  
国民が問題を知るきっかけに  
もなる」と述べた。

小淵氏の地元事務所は  
「国と契約関係があると知  
らずに、正当な寄付行為と  
認識して受け入れていた。  
早急に返金処理したい」と  
する談話を出した。

同社に関しては、福田首相  
が代表を務める自民党支部に  
対しても、03、05年の衆院選  
公示直前に計800万円を寄  
付していたことが先に明るみ  
に出ている。

尾身幸次衆院議員(比例区  
北関東ブロック)が03年に代  
表を務めていた自民党衆議  
院比例区第2支部が、同年の  
衆院選中、国と契約を結ん  
でいた高崎市の設備工事業社  
から100万円の寄付を受けて  
いたことがわかった。  
政治資金収支報告書による  
と、同社は03年衆院選公示翌  
日の10月29日、同支部に10  
0万円を寄付した。尾身氏の  
事務所は5日、「国の工事業  
注業者とは知らずに寄付を受  
けた。返金するように早急に手  
続きしたい」とのコメントを  
出した。

# 08. 6. -5 コミウリ

ハツ場ダム事業を推進する自  
民党議連を中心とする「ハツ場  
ダム推進議連」の設立総会が4  
日、県議会議庁舎で開かれた。同  
議連の発起人、公明党と一人会派・  
ポラリスの会の35人が参加し  
た。会長には田島雄一氏(自民)  
が選ばれた。総会で、南波和憲・  
自民党議連幹事長は「この段階  
では、ダムを造らなければ地元  
住民は幸せにならない」と訴え  
た。今後、下流の1都4県の都  
県議にも参加を呼びかける。

# 08. 5. 30 コミウリ

尾身幸次衆院議員(比例区  
北関東ブロック)が03年に代  
表を務めていた自民党衆議  
院比例区第2支部が、同年の  
衆院選中、国と契約を結ん  
でいた高崎市の設備工事業社  
から100万円の寄付を受けて  
いたことがわかった。  
政治資金収支報告書による  
と、同社は03年衆院選公示翌  
日の10月29日、同支部に10  
0万円を寄付した。尾身氏の  
事務所は5日、「国の工事業  
注業者とは知らずに寄付を受  
けた。返金するように早急に手  
続きしたい」とのコメントを  
出した。

同社に関しては、福田首相  
が代表を務める自民党支部に  
対しても、03、05年の衆院選  
公示直前に計800万円を寄  
付していたことが先に明るみ  
に出ている。

# 群馬・ハッ場ダム裁判のご報告

平成20年5月30日

原告各位

ハッ場ダム住民訴訟群馬弁護団 (文責:福田寿男)

1 事件 前橋地方裁判所 (民事第2部合議係) 平成16年 (行ウ) 第43号  
公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告-斎田友雄外18名 被告-群馬県知事外1名

2 期日 平成20年5月30日 (金) 午後1時30分 第18回口頭弁論期日  
前橋地方裁判所 (1階) 法廷

3 出席者 原告側-原告12名, 訴訟代理人13名  
被告側-訴訟代理人1名, 指定代理人8名 各出頭

## 4 内容

(1) 当方-平成20年5月30日付上申書 (証人採用について), 同日付証拠申出書 (甲B号証), 甲D15 (坂巻意見書) 提出

先方-平成20年5月30日付「証拠申出に対する意見書」, 同日付証拠説明書 (15), 乙239~245提出

(2) まず当方は, 証人採用に関して, 他地裁の概況と, 当地裁において特に利水, 危険性及び環境の各証人を採用してもらいたい旨などを説明しました。

その後, 五來弁護士より水戸地裁の状況について, 西島弁護士より東京地裁の状況について, また広田弁護士よりその他の地裁の状況について説明がありました。

最後に, 高橋弁護士より危険性証人を当地裁で採用することの意義について説明がありました (なお, これら他地裁の状況等の説明については, 裁判所より追って書面でも提出することを求められました。)

(3) 裁判所は, 水戸と東京で採用された証人について確認し, また当地裁における次の証人の主尋問の時間を尋ね, 合議の後, 期日間, すなわち6月上旬に採否の決定をする, と断った上で (つまり本期日では「採用」とは決まりませんでした。), 仮に尋問を実施する場合の期日を下記のとおり決めました。

嶋津氏, 伊藤氏, 新井氏, 奥西氏, 坂巻氏 主尋問各60分

(誰をいつどんな順番で尋問するかなどについても未定)

なお, 裁判官は, 環境については他の地裁でできないか, というような趣旨のことを言っていました。

また裁判官に問われた伴弁護士は, 利水の新井証人については若干反対尋問をするつもりだが, その余の証人は反対尋問をしない (!), と答えました。

## 5 次回以降の期日

(1) 次回期日 平成20年6月27日 (金) 午後1時30分 第19回口頭弁論期日

(2) 次々回期日 平成20年9月5日 (金) 午後1時30分~5時 尋問期日 (第20回)

(3) その次の期日 平成20年10月3日 (金) 午後1時30分~5時 尋問期日 (第21回)

## 6 報告集会の概要

(1) まず上記裁判に先立ち, 午後0時30分より群馬弁護士会館3階大会議室において, 統一弁護団会議 (第一部) が開催され, 1時30分からの期日に関する検討が行われました。

(2) そして, 上記裁判に引き続き, 午後2時20分ころより上記弁護士会会議室において, 報告集会が開催されました (参加者55名)。報告集会では, 裁判の報告の他, 統一弁護団の紹介, 他地裁の詳しい状況, 当地裁において嶋津氏ら5人の証人採用がほぼ決まったこと, などについて話し合われました。

(3) その後, 午後3時20分ころより6時ころまで, 同会議室において, 統一弁護団会議 (第二部) が開催されました。